

奈良県告示第二百二十九号

昭和五十年十月奈良県告示第三百九十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から施行する。

平成二十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一の中「大字立石」を「大字広橋」に改め、「北進し」の下に「、下市町大字広橋、大字立石及び大字才谷との境界に至り、同所から下市町大字立石と大字才谷の境界を北東進し」を、「の区域」の下に「（別紙表示の区域）」を加える。

第二の次に次のように加える。

別 紙

下市鳥獣保護区

